

瑞個情第3号
令和2年11月27日

個人情報開示等審査答申書

瑞浪市長 水野光二様

瑞浪市個人情報保護審査会
会長 端元博保



令和2年10月19日付け瑞教学第290号により諮問のあった件について、次のとおり答申します。

記

1. 諒問の内容

学習用タブレット端末利用に伴うオンライン結合について

2. 答申の内容

市内小中学校におけるインターネットクラウドサービスを利用したオンライン結合については、文部科学省のGIGAスクール構想に基づいて実施されるものであり、教育の質の向上及び緊急時の学習環境の確保を目的としており、公益上の必要性があると認められる。

また、導入するクラウドプラットフォームが文部科学省の定めるガイドラインに準拠した安全対策を実施していること及びオンライン結合による個人情報の提供先が児童・生徒への本人提供であることから、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる。

ただし、児童・生徒の個人アカウント及びパスワードの適正な管理について継続的な指導を実施するとともに、タブレット端末内に個人情報が保存されないよう対策を講じること。

なお、瑞浪市個人情報保護条例第12条においてオンライン結合が原則的に禁止されていること踏まえ、今後、新たなオンライン結合を開始する場合は、その都度審査会へ諮問すること。